

## 東京工業大学リサーチリポジトリ運用指針[暫定版]

平成17年12月19日制定

平成19年8月2日改定

### (目的)

1. 東京工業大学リサーチリポジトリ(以下「Tokyo Tech RR」という。)は、理工系総合大学である東京工業大学(以下「本学」という。)が、本学の学術研究活動の成果である学術研究論文(以下「論文」という。)を、一元的かつ恒久的に、収集・蓄積・保存し、広く国内外に無償で発信・提供することにより、理工学分野の研究・教育活動を支援し、学術研究の一層の振興に貢献することを目的とする。

### (対象論文)

2. Tokyo Tech RRが対象とする論文は、本学の研究者(教職員及び学生等。以下「本学研究者」という。)が生産する学術研究論文のうち、原則として以下の条件を満たすものとする。かかる学術研究論文を「対象論文」という。
  - (1) 本学における学術研究活動、または本学研究者が関与する学術研究活動の成果であること。
  - (2) 論文が完成し、登録時において存在していること。
  - (3) 本学研究者が著者(共著者の1人である場合を含む)であること。

### (コンテンツの登録)

- 3 - 1. 本学研究者は、自己(他者と共同の場合も含む)の生産した対象論文を、Tokyo Tech RRの登録機能を用いて、Tokyo Tech RRのサーバ上に登録する。本学研究者は、本学に対し、登録の際に以下の条件を承諾するものとする。
  - (1) 登録する当該論文の全文の存在を保証する。
  - (2) 4. に定める利用形態において、登録する当該論文の全文を公開すること及びコンテンツの送信範囲を制限しないことを原則として認め、特に公開範囲または送信範囲を限定する必要がある場合等については、範囲を限定する旨明示する。
  - (3) 6. に定める著作権の扱いおよび利用許諾に従う。故意または過失により著作権のない論文または利用許諾取得未了の論文を登録した場合には、その責任は本学研究者本人がこれを負う。
  - (4) 7. に定めるとおり登録コンテンツが削除される可能性を認める。
- 3 - 2. 登録するコンテンツには以下の3種類がある(以下これらを「登録コンテンツ」と総称する)。
  - (1) 電子的フォーマット化された論文の全文(例外的に著作権者の意向により一部を非公開とする場合には、公開部分)、および当該論文のメタデータ。
  - (2) 対象論文のうち、Tokyo Tech RRのサーバ上にデータを保存することができず、ネットワークを通じて他のサーバにアクセスすることにより利用可能となるものについては、当該論文のメタデータおよび公開元情報(URL)。
  - (3) 電子的フォーマットで作成できない等の止むを得ない事情により論文の全文をTokyo Tech RRのサーバまたはそれ以外のサーバのいずれにおいても公開することができな

い論文については、当該論文のメタデータ。

(コンテンツの利用形態)

- 4 - 1 . 本学は、Tokyo Tech RRにおいて不特定多数の一般人(以下「ユーザ」という。)に対し、2 . に定める対象論文について以下の利用形態を提供する。
- (1) 登録コンテンツを、データベース化して、常にネットワークを通じたアクセスを可能にすること。
- (2) Tokyo Tech RRが用意する閲覧機能を用いて、登録コンテンツを一定数量ずつ閲覧すること。
- (3) Tokyo Tech RRが用意する検索機能を用いて、登録コンテンツを検索すること。
- 4 - 2 . 本学は、本学研究者に対し、Tokyo Tech RRが用意する研究者向け抽出機能を用いて、登録のコンテンツの一部を抽出し、自身の調査・研究・教育活動及びその成果内容の公開等を目的として利用することを可能にする。
- 4 - 3 . 本学は、本学が必要と認める場合に、本学、または国立情報学研究所等の外部機関が構築・提供する他の学術情報提供システムに対して、Tokyo Tech RR が用意する管理者向け抽出機能を用いて登録コンテンツのメタデータを提供すること、およびTokyo Tech RR が用意する検索機能を他の学術情報提供システムにおいて流用させることによりかかる他の学術情報提供システムの利用者に対し間接的に登録コンテンツを利用させることができる。
- 4 - 4 . 本学は、保存及び恒久的な利用保証のために、登録コンテンツの保存複製・媒体変換を行い、これを保持する。

(ユーザへの要求)

- 5 - 1 . 本学は、登録コンテンツの利用についてユーザに対し以下の条件を遵守するよう注意する。
- (1) 4 - 1 . に定める利用形態以外の利用を行わない。
- (2) 著作権法を遵守する(著作権法で定める著作権者の権利制限規定の範囲内での利用を行う)。特に、データの複製(プリントアウト、ダウンロード等)は、個人的利用であり、かつ調査・研究、教育又は学習を目的とする場合にのみ認める。また、第三者への再配布は有償/無償を問わず認めない。この範囲を超える利用に際しては著作権者の許諾を得るものとする。
- 5 - 2 . 本学は、前項各号の条件を遵守する限りユーザの範囲を特定せず、利用の対価は求めない。

(コンテンツの著作権及び利用許諾)

- 6 . Tokyo Tech RRにおける著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。
- (1) 対象論文がTokyo Tech RRに登録され、登録コンテンツとなった後も、当該論文の著作権は著作権者が有する。
- (2) 本学は、Tokyo Tech RR における対象論文の利用にあたり、個々の論文の著作者名及び著作権に係る表示を行う。

- ( 3 ) 当該論文の著作権が本学研究者個人に帰属する場合、本学研究者は登録行為そのものにより、本学に対し、4 . に定める利用形態を無償で許諾するものとする。
- ( 4 ) 当該論文の著作権が、共同研究者等、本学研究者を含む複数の者に帰属する場合、本学研究者は、4 . に定める利用形態を本学に対して無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得た上で登録を行うものとする。
- ( 5 ) 当該論文の著作権が、本学研究者以外に帰属するもののうち、本学が統一的に利用許諾を取得することを決定した出版社、学会または協会が著作権を有する論文については、本学が4 . に定める利用形態に関する許諾を得るものとし、本学研究者自身が個々にかかる著作権者の許諾を得る必要はない。
- ( 6 ) 前号の場合、本学は、著作権者による許諾の範囲（コンテンツの公開範囲または送信範囲等）を、本学研究者に対して提示する。
- ( 7 ) 当該論文の著作権が、本学研究者以外に帰属するもののうち、( 5 ) の適用がないものについては、本学研究者が自ら4 . に定める利用形態についての許諾を著作権者から取得しなければならないものとする。

#### ( コンテンツの削除 )

7 . 以下に示す場合においては、登録コンテンツの削除を行うものとする。

- ( 1 ) 本学研究者が、所定の手続きにより削除の申請を行い、本学がそれを認めた場合。  
ただし、本学が定める一定期間を経過する以前の登録コンテンツを削除する場合においては、本学に対する申請を要しないものとする。
- ( 2 ) 6 . に定める許諾がない、公序良俗に反する、盗用等による成果である等の理由により、Tokyo Tech RR上に蓄積・保存し、公開・提供を行うことが不適切であると本学が判断した場合。
- ( 3 ) 登録コンテンツが3 ( 3 ) に定める種類である場合において、論文全文の存在が確認できない場合。